

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 5 月 1 5 日

国立大学法人山梨大学

学 長 島 田 眞 路

1 工事概要

- (1) 工 事 名 山梨大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事
- (2) 工事場所 山梨県中央市下河東 1 1 1 0 （山梨大学下河東団地構内）
- (3) 工事概要 本工事は、中央診療棟（1 0, 1 4 8 m²）、特殊診療棟（1, 2 7 1 m²）、MR I－C T装置棟（2 1 0 m²）の電気設備改修工事である。
なお、本工事に伴う建築工事、機械設備工事は別途発注予定である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 3 1 日（木）まで
- (5) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の高度な技術力」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/top/>）】により行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- (3) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 1 3 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより格付けした電気工事に係る平成 3 1、3 2 年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記 2 の等級が、A 又は B 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

- (4) 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

① 単体又は共同企業の代表者

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の電気設備工事の場合は延べ面積4,000㎡以上、改修電気設備工事の場合は改修延べ面積4,000㎡以上を施工した実績があるもの。

② 共同企業の代表者以外の構成員

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の電気設備工事の場合は延べ面積2,000㎡以上、改修電気設備工事の場合は改修延べ面積2,000㎡以上を施工した実績があるもの。

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記2(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照。)

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成24年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照。))

- (11) 山梨県若しくは隣接する都県(埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県)の何れかに

建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記3(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② 上記3(1)①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記3(3)①、②、③及び④の評価項目において評価点数の合計を加算点として、内容に応じ、最高35点を与える。施工体制評価点は、下記3(3)⑤の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低いものに対しては、加算点を減ずる場合がある。
- ② 加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記3(3)①、②、③及び④の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記3(3)①において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3(2)②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

- ① 企業の技術力
 - (イ) 企業の施工能力
 - (ロ) 配置技術者の能力（ヒアリング無）
- ② 企業の信頼性・社会性
 - (イ) 法令遵守（コンプライアンス）
 - (ロ) 品質マネジメント及び環境マネジメント
 - (ハ) ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ③ VE提案とVE提案に基づく施工計画
 - (イ) 性能等（機能・強度・耐久性等）
- ④ 工事全般の施工計画
- ⑤ 企業の施工体制の確保

(イ) 企業の施工体制

- (4) 受注者の責により、提出された「V E 提案とV E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒409-3898 山梨県中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電 話 055-273-9316 FAX 055-273-6799

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年5月15日（水）から令和元年6月5日（水）まで。

入札説明書の交付に当たっては無料とし、原則として本学HPからダウンロードすること。

<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>

（山梨大学HP→企業・研究者の方→入札情報）

また、図面の交付に当たっては、入札説明書に従って購入するものとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和元年5月15日（水）から令和元年6月5日（水）17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和元年5月15日（水）から令和元年6月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記4(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

① 入札書の提出期限は、令和元年6月28日（金）16時00分（必着）

紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記4(1)と同じとする。

② 開札は、令和元年7月1日（月）10時00分。山梨大学医学部キャンパス管理棟3階施設・環境部施設企画課事務室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

山梨大学契約規程第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者としてすることがある。

(5) 本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、VE提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、VE提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。(詳細は入札説明書)

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) VE提案の採否 VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格を有していない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記4(3)により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争資格の認可に係る申請は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室(〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話03-5253-4111(内線2309))において随時受け付ける。

(12) 手続における交渉の有無 無

(13) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(14) 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

山梨大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事

令和元年5月15日

国立大学法人山梨大学

入 札 説 明 書

「山梨大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和元年 5 月 1 5 日

2 契約者名等 国立大学法人山梨大学
学長 島 田 眞 路

3 担当部局
〒409－3898 山梨県中央市下河東 1110
国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ
電話 055－273－9316
FAX 055－273－6799

4 工事概要

- (1) 工 事 名 山梨大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事
- (2) 工事場所 山梨県甲府市武田四丁目 4－37 （山梨大学武田 1 団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は、中央診療棟（10,148 m²）、特殊診療棟（1,271 m²）、MR I－C T装置棟（210 m²）の電気設備改修工事である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 3 1 日（木）まで
- (6) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の高度な技術力」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/top>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別記様式 1）を発注者に対し、下記 9(1)①に掲げる日までに提出して行うものとする。

5 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則（以下「契約細則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始

の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

- (3) 文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る平成31、32年度の等級が、A又はB等級の認定を受けていること。

なお、協力業者として本工事に入る電気設備及び機械設備工事の業者については、文部科学省の「一般競争参加者の資格」で定めるところにより格付けした平成31、32年度の等級の認定を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記5(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

~~經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。~~

- ① 単体又は共同企業の代表者

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の電気設備工事の場合は延べ面積4,000㎡以上、改修電気設備工事の場合は改修延べ面積4,000㎡以上を施工した実績があるもの。

- ② 共同企業の代表者以外の構成員

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の電気設備工事の場合は延べ面積2,000㎡以上、改修電気設備工事の場合は改修延べ面積2,000㎡以上を施工した実績があるもの。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

~~・一級建築士の資格を有する者~~

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記5(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

~~ただし、經常建設共同企業体にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。~~

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ~~⑤ 經常建設共同企業体の場合の上記5(6)②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記5(6)①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。~~

- (7) 下記7(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「~~施工計画(簡易型)~~」、「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号 文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 下記 6(1)に示す工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者に連絡をとることは、競争加入者心得第 14 第 1 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現にかねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現にかねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記 5(9)①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 山梨県若しくは隣接する都県（埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県）に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配している建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

6 設計業務等の受託者等

- (1) 上記 5(9)の「下記 6(1)に示す工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社テクノ工営

- (2) 上記 5(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

7 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記 7(2)③によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

- ② 上記 7(1)①において、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

- (2) 総合評価の方法

「標準点」を 100 点とする。「加算点」は、下記 7(2)①及び②の評価項目において評価点数の合計を加算点として、内容に応じ、最高 35 点を与える。施工体制評価点は、下記 7(3)の「企業の施工体制」の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高 30 点を与える。

- ① 下記 7(3)の「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の高度な技術力」(以下「企業の技術力等」という。)の評価点数については、入札後に施工体制評価点の得点割合を乗じて得点を算出するものとする。

入札後の「企業の技術力等」の評価点数の合計

=入札前の「企業の技術力等」の評価点数の合計×(施工体制評価点/30)

- ② 加算点の算定方法は、下記 7(3)の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記 7(2)②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

- ④ 入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした別添 1 のⅡ3 の表上欄に掲げる各費用項目の金額(「直接工事費の額」は、直接工事費からその 10 分の 1 を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費の 10 分の 1 を加えた額)に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗

じて、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。) に満たない場合は、下記 7(3) の企業の施工体制の審査を特に重点的に行う。

(3) 評価項目及び評価基準等

①評価項目及び評価基準等は以下のとおりとする。

~~なお、評価の対象とする同種工事のうち、下表(※1)は、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積○○○㎡以上の校舎、事務所、博物館及び店舗の新築の施工実績とする。競争参加資格(上記 5(5))で求めている工事規模と異なるので注意すること。~~

評価項目			評価基準	評価点数	
				配点	満点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	1 点	1 点
			その他の工事実績あり。	0.5 点	
			実績なし	欠格	
		工事成績	8 4 点以上	1 点	1 点
			8 1 点以上 8 4 点未満	0.8 点	
			7 8 点以上 8 1 点未満	0.6 点	
			7 5 点以上 7 8 点未満	0.4 点	
			7 2 点以上 7 5 点未満	0.2 点	
			7 2 点未満 (含実績無し)	0 点	
			各年度(過去 2 年度)の平均点が 2 年連続で 6 5 点未満	欠格	
	配置技術者の能力	同種工事の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	4 点	4 点
			その他の工事実績あり。	2 点	
			実績なし	欠格	
企業の信頼性・社会性	法令遵守	事故及び不誠実な行為	当該区域における営業停止又は文科省の指名停止期間終了後 3 ～ 6 ヶ月以内の当該工事の入札執行：有り	-1	0 点
			当該区域における営業停止又は文科省の指名停止期間終了後 3 ～ 6 ヶ月以内の当該工事の入札執行：無し	0	
	品質マネジメント及び環境マネジメント		有：ISO9000・ISO14000 シリーズの取組状況	2 点	2 点
			無	0 点	
	ワークライフ・バランス等の推進	ワークライフ・バランス等の取組に関する認定状況	有：(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)	2 点	2 点
			無	0 点	

企業の高度な技術力	V E 提案と V E 提案に基づく施工計画	性能等	優	品質管理を踏まえて適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	15 点	15 点
			良＋	品質管理を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	11.5 点	
			良	品質管理を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	7.5 点	
			良－	品質管理を踏まえて適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	3.5 点	
			可	品質管理を踏まえて適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない（V E 提案は不採用）。	0 点	
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	優	改修の移行計画が適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	10 点	10 点
			良＋	改修の移行計画が適切であり、優れた工夫が見られる。	7.5 点	
			良	改修の移行計画が適切であり、工夫が見られる。	5 点	
			良－	改修の移行計画が適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	2.5 点	
			可	改修の移行計画が適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0 点	
			不適切	改修の移行計画が不適切である。又は未提出である。 【欠格】	欠格	
評価点合計					35 点	

企業の 施工体制の確保	企業の施 工体制	品質確保 の実効性	優	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分に確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15 点	15 点
			良	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ねに確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5 点	
			可	その他	0 点	
		施工体制 確保の確 実性	優	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15 点	15 点
			良	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5 点	
			可	その他	0 点	
		施工体制評価点		30 点		

(4) 受注者の責により、採用された「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び提案した「工事

全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

②配置予定技術者のヒアリング（上表（※2））について

（イ）日時——平成〇〇年〇〇月〇〇（○）日 13 時 00 分～

（ロ）場所——山梨大学甲府キャンパス総合研究棟会議室

（ハ）出席者は、配置予定技術者を含め 3 名以内とする。なお、ヒアリングを行った配置予定技術者を必ず現場に配置すること。

※詳細については別途通知する。

8 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（文部科学省発注工事請負等契約規則第 13 条に基づく価格をいう。以下「低入札価格調査基準価格」という。別添 1 の I 1 を参照のこと。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングをすることがある。

（1）日——時——平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）

（2）場——所——上記 3 に同じ

（3）資料の提出——入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記 12(3)の開札後、平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）17 時までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は持参又は郵送により平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）17 時までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることとなる追加資料は、別添 1 の I 2 のとおり。

また、低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては下記 12(3)の開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記 12(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）午後 17 時まで上記 3 へ書面（様式自由）にて提出（持参又は郵送とする。）するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があつた者については、入札を無効として取り扱うものとする。

（4）そ の 他——入札参加者別のヒアリング日時については、追つて連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。下記 8(4)①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別添 1 の I 3 のとおり。

①追加資料の提出を行わない場合

（イ）資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合

（ロ）資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任を受けた者

を含む。)

~~(ハ) 資料の全部または一部が未提出の場合~~

~~(ニ) 資料の全部又は主要な部分の記載がない場合~~

~~(ホ) 資料が指定された様式で提出されていない場合~~

~~(ヘ) 提出期限までに資料が未提出である場合 (資料の一部提出は、提出とは認めない)~~

② ~~ヒアリングに応じない場合~~

~~(イ) ヒアリング日時に出席しない場合 (天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨を申し出た場合を除く。)~~

~~(ロ) 競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合 (ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも 1 名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。)~~

~~(ハ) 入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合~~

9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料等を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記 5(3)に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も、開札のときにおいて上記 5(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記 5(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間令和元年 5 月 15 日 (水) から令和元年 6 月 5 日 (水) までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

- ② 提出場所：上記 3 に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料等の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

提出書類は、表紙を 1 頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。
(頁の例：1 / ○○～○○ / ○○)

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料等の受信を確認したものであり申請書及び資料等の内容を確認したものではない。

- (2) 技術提案書等は、別紙様式 3 により作成すること。
- (3) 上記 5(5)の同種工事の施工実績及び上記 5(6)の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建築業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験を持って行うものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書（別記様式 2）は次に従い作成すること。なお、下記 9(4)①の同種工事の施工実績及び下記 9(4)②の配置予定技術者の同種工事の経験については、工事が完成し

引渡し完了しているものに限り記載すること。

① 施工実績（別紙様式 2・別紙 1）

上記 5(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式 2・別紙 3 に記載すること。記載する件数は 1 件でよい。

② 配置予定の技術者（別紙様式 2・別紙 3）

上記 5(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を別紙様式 2・別紙 3 に記載すること。記載する件数は 1 件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

~~③ 技術者の配置について~~

~~技術資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。~~

~~なお、当該共同企業体の代表者を除く構成員及び経常建設共同企業体の上記 5(6)②に記述に該当する構成員を除く構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。~~

④ 契約書等の写し

・別紙様式 2・別紙 1 に係る資料として、上記 9(4)①の同種の工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

・別紙様式 2・別紙 3 に係る資料として、配置用低技術者が上記 5(6)に掲げる資格を有することを判断できる資料を提出すること。~~また、共同企業体の代表者及び経常建設共同企業体の上記 5(6)②に記述に該当する構成員にあつては、上記 9(4)②の同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。~~

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

(5) 技術提案書（別紙様式 3）は次に従い作成すること。

① VE 提案と VE 提案に基づく施工計画

入札参加希望者は、VE 提案により施工しようとする場合は、VE 提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載すること。また、VE 提案が不採用となった場合には、標準案に基づいて入札に参加することができる。VE 提案を行う場合は、VE 提案が不採用になった場合に、標準案に基づいて入札に参加する意思の有無、また、VE 提案を行わ

ない場合は、V E 提案を行わない旨を明記し、別紙様式 3 別紙 1 を全て提出すること。

② 工事全般の施工計画

V E 提案を行わない入札参加希望者も、全てが、別紙様式 3 別紙 2 により、提案を行うこと
「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

(6) ~~(5)~~ 競争参加資格の確認は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年 6 月 19 日（水）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(7) V E 提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、V E 提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。

(8) ~~(6)~~ その他

① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 学長は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料等の提出書類は、以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word（Word2007 形式以下で保存）
- ・ Microsoft Excel（Excel2007 形式以下で保存）
- ・ JustSystem 一太郎（2007 形式以下で保存）
- ・ PDF ファイル（Acrobat XI 以下で保存）

(ロ) 申請書及び資料等は、3 つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。容量は 1 ファイル 1MB、最大 3 ファイル以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記 9(1)①の期間内に、上記 3 まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。この場合においても別記様式 2（別紙を含む。）については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルを CD-R に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・ 持参、郵送又は託送とする旨
- ・ 持参、郵送又は託送する書類の目録
- ・ 持参、郵送又は託送する書類の頁数
- ・ 持参、郵送又は託送年月日

また、持参、郵送又は託送する場合は、別記様式 2 に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

※申請書及び資料等の提出後、本学から受領確認した旨の連絡がない場合は、上記 3 に問い合わせること。

⑥ 採用された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他

的権利を有する提案についてはこの限りではない。

- ⑦ 技術提案書提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。
- ⑧ 技術提案書等に関する問い合わせ先上記 3 に同じ。

10 「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者及び競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和元年 6 月 2 6 日（水）17 時 00 分
 - ② 提出先：上記 3 に同じ
 - ③ 提出方法：書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和元年 7 月 3 日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和元年 5 月 1 5 日（水）から令和元年 6 月 2 0 日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。（ただし、最終日の 6 月 2 0 日（木）は、16 時 00 分まで。）
 - ② 提出先：上記 3 に同じ
 - ③ 提出方法：書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおりホームページ等により閲覧に供する。
<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>
期間：令和元年 6 月 2 4 日（月）から令和元年 6 月 2 8 日（金）まで。

12 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和元年 6 月 2 8 日（金）9 時 00 分から 16 時 00 分まで。
- (2) 入札場所：〒409－3898 山梨県中央市下河東 1110
国立大学法人山梨大学医学部キャンパス管理棟 3 階 施設・環境部施設企画課事務室（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和元年 7 月 1 日（月）10 時 00 分
- (4) 開札場所：〒409－3898 山梨県中央市下河東 1110
国立大学法人山梨大学医学部キャンパス管理棟 3 階 施設・環境部施設企画課事務室（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13 入札方法

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）のいずれかの方法で提出すること。この場合、提出場所は上記 3 に同じとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加者が紙により入札を行う場合、下記 15 の工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封印をして提出すること。また、この場合、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が 1 回目の入札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。
- (4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) ~~入札保証金 免除。納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、入札参加者の見積もる入札金額（税込み）の 100 分の 5 以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の 100 分の 5 に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 30 に満たない者は、入札に関する条件に違反したものであるとして、その入札を無効とする。~~
 - ① ~~提出期間：平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。（ただし、最終日の 月 日（ ）は、16 時 00 分まで。）~~
 - ② ~~提出先：上記 3 に同じ~~
 - ③ ~~提出方法：書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとする。~~
 - ④ ~~保証期間：平成 年 月 日（ ）まで。~~
 - ⑤ ~~入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当する者については、入札に関する条件に違反したものであるとして、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。~~

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式を満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥ ~~その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。~~

- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。) なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の 100 分の 10 以上とする。

~~また、学長は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国際（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国際（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金の額を控除した金額とする。~~

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。
 - ・ Microsoft Word（Word2007 形式以下で保存）
 - ・ Microsoft Excel（Excel2007 形式以下で保存）
 - ・ JustSystem 一太郎（2007 形式以下で保存）
 - ・ PDF ファイル（Acrobat XI 以下で保存）
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出した工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第 31 第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事

費内訳書提出者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 学長の承諾を得て、入札参加者が紙により入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。また、この場合、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が 1 回目の入札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該入札における執行官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記 15(1)に違反して行われず、競争加入者心得第 31 第 11 号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提出された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を 0 点とするとともに、加算点についても 0 点とする場合がある。

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送又は託送による入札の場合は、当該通知書の写しを上記 13(3)の表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送又は託送すること。

17 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 5 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法

- (1) 山梨大学契約細則第 11 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査最低基準価格を下回る場合は、山梨大学契約細則第 25 条第 1 項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

19 低入札価格調査最低基準価格を下回った場合の措置

低入札価格調査最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

20 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 5(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

22 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 6 回以内に支払うものとする。

23 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立工事保険契約を締結するものとする。

24 受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）」に基づく、住宅建設瑕疵担保責任保険を締結又は住宅建設瑕疵担保保証金の供託をするものとする。

25 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

26 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 に同じ。

27 手続きにおける交渉の有無 無

28 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

29 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料等に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) ~~本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体資格者として申請を行うことができない。~~
- (6) 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、申請書及び資料等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に

公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。

① 提出期間：令和元年6月20日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。（ただし、最終日の6月20日（木）は、16時00分まで。）

② 提出先：上記3に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。

④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、次のとおりホームページ（<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>）等により閲覧に供する。

期間：令和元年6月24日（月）から令和元年6月28日（金）まで。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-546-8368

② ICカードの不具合等を発生の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記3に連絡すること。

(12) 設計図書等については、以下に記載する業者から令和元年6月19日（水）から令和元年6月28日（金）までの間に入札参加者が直接買い取るものとする。

(株)三機堂

山梨県甲府市上石田4-8-11 電話：055-224-6411

※購入の際は、上記業者へ事前に連絡すること（申し込み後に印刷を行うため。）。

別添 1

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

1 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 の 5.5 を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料【※各様式略】

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の低入札価格調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。（別添 2 の「調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。）

- ・下請予定業者等一覧表（様式 4）
- ・配置予定技術者名簿（様式 5）
- ・資材購入予定先一覧（様式 8-2）
- ・機械リース元一覧（様式 9-2）
- ・労務者の確保計画（様式 10-1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 10-2）
- ・建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13-1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13-2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13-3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14-1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14-2）
- ・施工体制台帳（様式 16）

- (2) VE 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式 2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式 2-2）
- ・VE 提案等によるコスト縮減額調書（様式 3）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、本説明書記 8 の施工体制確認のためのヒアリング、記 2(1) の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、記 2(1) の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記Ⅱ3 の表上欄に掲げる各費用項目の金額（「直接工事費の額」は、直接工事費からその 10 分の 1 を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の 10 分の 1 を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 108 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式 11、様式 12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式 14-1、様式 14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式 13-1、様式 13-2、様式 13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点にお

ける低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 4、様式 16）
- ② 施行計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 8-2、様式 9-2、様式 10-1、様式 10-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式 5）

II 国立大学法人山梨大学契約細則第 25 条の調査について

- 1 低入札価格調査基準を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人山梨大学契約細則第 25 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、低入札価格調査基準価格は、記 I 1 に記載するとおりである。

- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

調査資料等作成要領

作成要領（各様式共通）

- ~~1. 入札者は、学長があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。~~
- ~~2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、学長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。~~
- ~~3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。~~
- ~~4. 学長は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。~~

様式1 当該価格で入札した理由

記載要領

- ~~1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。~~
- ~~2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。~~
- ~~3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。~~

様式2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

- ~~1. 設計図書に対応する内訳書とする。~~
- ~~2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。~~
- ~~3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。~~
- ~~4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。~~
- ~~5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。~~

- ~~6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費などを適切に計上するものとする。~~
- ~~このうち、様式 5 に記載する技術者及び様式 14-4 に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。~~
- ~~7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。~~
- ~~8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記 3 の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。~~
- ~~9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。~~
- ~~10. VE 提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式 3 に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。~~

添付書類

- ~~1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領 6 により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去 3 月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去 3 月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。~~
- ~~2. 上記 1 の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。~~
- ~~（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。~~

様式 2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

- ~~1. 本様式は、様式 2-1 に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。~~
- ~~2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。~~
- ~~（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。~~

様式 2-3 一般管理費等の内訳書

記載要領

- ~~1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。~~
- ~~2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。~~

様式 3 VE 提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

- ~~1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。~~
 - ~~（例）購入土〇 × △△ = ▲▲▲（単価〇〇円/m³）~~
 - ~~発生土◇ × ■■ = □□□（単価〇〇円/m³）~~

~~◆◆m³を削減~~

- ~~2. 記載例の場合、A—B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。~~

~~様式4 下請予定業者等一覧表~~

~~記載要領~~

- ~~1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。~~
- ~~2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。~~
- ~~3. 使用を予定する手持ち資材については様式8—1、購入予定の資材については様式8—2、使用を予定する手持ち機械については様式9—1、直接リースを受ける予定の機械については様式9—2、確保しようとする労務者については様式10—1に対応した内容とする。~~

~~添付書類~~

- ~~1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。~~
- ~~2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。~~

~~様式5 配置予定技術者名簿~~

~~記載要領~~

- ~~1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。~~

~~添付資料~~

- ~~1. 本様式に記載した技術者等が自社工員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。~~
- ~~2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。~~

~~様式6—1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。~~
- ~~2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。~~

~~添付資料~~

- ~~1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。~~
- ~~2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。~~

様式 6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

1. 本様式は、~~契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。~~
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、~~当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。~~

添付資料

~~当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。~~

様式 7 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

1. 本様式は、~~入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。~~
2. ~~当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。~~

添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。~~図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。~~
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式 8-1 手持ち資材の状況

記載要領

1. 本様式は、~~契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。~~
2. 「単価（原価）」の欄には、~~手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。~~
~~例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。~~
3. ~~調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。~~

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、~~調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。~~

資料 8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、~~購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。~~

2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式9-1 手持ち機械の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む)。
例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。)を明らかにした書面を添付する。

様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と、取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 10-1 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっては、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式 10—2 工種別労務者配置計画

記載要領

- ~~1. 本様式には、様式 10—1 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。~~
- ~~2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。~~

添付書類

~~本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。~~

様式 11 建設副産物の搬出地

記載要領

- ~~1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。~~
- ~~2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。~~

添付書類

- ~~1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。~~
- ~~2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

様式 12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

- ~~1. 本様式は、様式 11 に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。~~
- ~~2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。~~
- ~~3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。~~
- ~~4. 様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。~~
- ~~5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。~~
- ~~6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。~~
- ~~7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の、者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。~~

添付書類

- ~~1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~
- ~~2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~

- ~~3. 仮置き場ととの間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~
- ~~4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

~~様式 13—1—品質確保体制（品質管理のための人員体制）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13—2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13—3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。~~
- ~~2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2—2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。~~
- ~~3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。~~

~~添付書類~~

- ~~1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2—2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。~~

~~また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

- ~~2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあつては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価と、して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。~~

~~本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。~~

~~様式 13—2—品質確保体制（品質管理計画書）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 13—3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。~~

- ~~2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。~~

~~添付書類~~

~~本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。~~

~~また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

~~様式 13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。~~
~~2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。~~

~~添付書類~~

~~本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。~~

~~また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

~~様式 14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。~~
~~2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。~~

~~添付書類~~

~~本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、~~

~~「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。~~

~~また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

~~様式 14-2 安全衛生管理体制（点検計画）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。~~
- ~~2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。~~
- ~~3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額、を記載する。~~

~~添付書類~~

- ~~1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。~~

~~また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

- ~~2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。~~

~~本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。~~

~~様式 14-3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。~~
- ~~2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総~~

額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあつては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去 3 月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

様式 15 誓約書

記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式 2-1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記 1 の「契約対象工事名」の欄には、調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記 2 の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相当額を加えた金額を記載する。
4. 記 3 の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式 2-1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充て

~~ることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む（税込み）を記載。）する。~~

~~5. 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。~~

~~添付書類~~

- ~~1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。~~
- ~~2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。~~
- ~~3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。~~

~~様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者~~

~~記載要領~~

- ~~1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。~~
~~この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。~~
 - ~~2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。~~
-

1. 現場管理費の内容

現場管理費は、工事施工に当たって工事現場を管理又は経営するために必要な経費とし、その項目及び内容は次のとおりとする。

① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項 目	内 容
労務管理費	現場労働者に係る費用で、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）、慰安、娯楽及び厚生に要する費用、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
租税公課	固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
交際費	現場における来客等の応対に要する費用
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費
工事登録費用雑費	工事实績の登録等に要する費用 上記に属さない諸費用

② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項 目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

2. 一般管理費等の内容

工事の施工にあたる請負者の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は次のとおりとする。

① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
交際費	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用
寄付金	
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
保険料	火災保険及びその他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
付加利益	法人税、都道府県民税、市町村民税等 株主配当金 役員賞与金 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課 保険料火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

工 事 請 負 契 約 書 （案）

工 事 名 山梨大学（医病）中央診療棟等改修電気設備工事

請負代金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）

令和元年度工事出来高予定額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）

令和２年度工事出来高予定額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）

令和３年度工事出来高予定額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）

上記消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１００分の１０を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人山梨大学 学長 島 田 眞 路 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条 受注者は、別冊の設計図書及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第２条 工事は、山梨県中央市下河東１１１０ 山梨大学下河東団地構内において施工する。

第３条 着工時期は、令和〇〇年〇〇月〇〇日【契約締結日の翌日】とする。

第４条 完成期限は、令和４年３月３１日とする。

第５条 契約保証金は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円【請負代金額の１０分の１】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。第６条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第６条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき６回以内に支払うものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の翌月２５日までにするものとする。

第７条 請負代金については、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円【当該年度支払額の１０分の４】以内の額を令和元年度に、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円【当該年度支払額の１０分の４】以内の額を令和２年度に、それぞれ前払金として前払するものとする。ただし、令和２年度及び令和３年度の前払金は、前年度の工事出来高予定額が完成した後でなければ支払わない。この支払は、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領後、本学の定める日に支払うものとする。

第８条 令和元年度においては、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円、令和２年度においては、金〇〇〇,

〇〇〇,〇〇〇円を支払限度額とする。残額は令和３年度において支払う。

第９条 請負代金の請求書（前払金及び中間前払金を含む。）は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第１０条 完成通知書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第１１条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年２．７パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第１２条 受注者は、採用された次の「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容を履行しなければならない。

ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画	採用された提案内容
仮設・切替工事に関する取組み	別記のとおり
電気設備機器類の性能に関する取組	別記のとおり
工事全般の施工計画	採用された提案内容
施工上配慮すべき事項等の技術的所見	別記のとおり

第１３条 受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

第１４条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第１５条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第１６条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第１７条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、山梨大学所在地を管轄とする甲府地方裁判所とする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目４－３７
国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞 路

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

(別紙①)

建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

(別紙②)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

(別紙③)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。